



早川町内の皆さん、 外出支援サービスって ご存じですか？

○早川町外出支援サービスは、

要援護高齢者及び1人暮らし高齢者等に対し、タクシーの利用料金の8割を町で負担することにより、永年住み慣れたふるさとで引き続き生活していくよう支援し、寝たきりの予防や総合的な保健福祉の向上を目的としています。

●サービスの利用対象者は、

バスなどの利用が困難な方で、概ね65歳以上の在宅高齢者及び年齢に関係なく下肢が不自由な方やその方の介助者です。

※サービスの利用対象者が、次の項目に該当する場合は、提供を停止します。

(1) 親族等による送迎が、可能な状況になった場合

(2) 町長が、サービスの提供をすることを適当でないと認めた場合

○サービス内容は、

タクシーで、利用者の自宅と**峡南地区**の在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、又は医療機関等との間を送迎します。

※医療機関に限り、県内の利用を可とします。

また、地元タクシー会社がサービスの送迎を行いますが、必要な方には車イス対応の出来る介護タクシー会社を利用することもできます。

●サービスの利用について、

メーター料金の2割を利用者が負担します。

峡南地区外の医療機関を受診又は、同一世帯の方の看護を目的に利用する場合は、**復路に限り**本町と契約をしていない民間事業者を利用する事が出来ます。

その場合は『早川町外出支援サービス請求書』により、メーター料金の8割を利用者へ償還払いします。

○注意事項○

○サービスを利用する場合は、原則1週間に事前予約のご連絡を役場福祉保健課宛にお願いします。

※事前予約が利用日の1週間以内の場合、サービスの利用が出来ない事がありますので、ご注意ください。

○利用内容に変更がある場合は、役場福祉保健課に連絡をお願いします

※連絡が遅れると、サービス利用が出来なくなる場合があります。

ご注意ください。

○サービスの利用回数は、月2回(年間24回)までです。

※往復で1回、片道のみ利用の場合は片道で1回となります。

早川町外出支援サービスの申請の手順

①『早川町外出支援サービス申請書』の記入を行う。

※申請書は、役場福祉保健課の窓口などからお渡しできます。

※申請書に民生委員の意見記入欄があります。民生委員に記入をお願いして下さい。

②『申請書』を役場福祉保健課に提出する。

※提出後に審査を行います。審査には**2週間ほど掛かる事**がありますので、ご注意ください。

③役場福祉保健課から『早川町外出支援サービス利用決定通知書』が郵送される。

※申請後は、自動的にサービス利用期間が更新されます。

その為、**更新手続きは不要**です。



早川町外出支援サービスの利用の手順

①役場福祉保健課に「外出支援サービスの事前予約をしたい」旨を連絡する。

※利用日の1週間前に事前予約をしてください。

②外出支援サービス担当から以下の項目を聞かれるので答える。

・利用者名 ・利用日 ・お迎え場所 ・お迎え時間
・行き先 ・往復かどうか ・どこのタクシー会社を利用するか など

※利用日、お迎え時間などが変更になった際は、役場福祉保健課にご連絡下さい。連絡が遅れると、サービス利用が出来なくなる場合がありますのでご注意ください。



お問い合わせ先

○早川町外出支援サービスについてのご質問等ございましたら、下記お問い合わせ先にご連絡下さい。

早川町役場 福祉保健課 福祉担当

☎ 0556-45-2363